
第3次宇都宮市緑の基本計画

案

目 次

はじめに	1
第 1 章 計画の基本的事項	9
1 計画策定の背景と目的	10
2 計画の位置付け	11
第 2 章 緑の現況と課題	15
1 緑の形成史	16
2 緑の構造	18
3 緑被の状況	20
4 種別の緑の状況	22
5 機能別にみる緑の状況	26
6 第 2 次計画の目標達成状況	31
7 計画改定の課題	32
第 3 章 基本理念	35
1 基本理念	36
2 多様な主体の参画による緑のまちづくり	38
3 スーパースマートシティと緑	39
第 4 章 緑のまちづくりビジョン	43
1 緑の将来像	44
2 基本方針	46
3 目標	54
第 5 章 ビジョン実現のための取組展開	55
1 重点プロジェクト	58
プロジェクト I みどりによる中心市街地の魅力向上	60
プロジェクト II 地域特性とニーズに応じた公園機能の充実	64
プロジェクト III みどりとのふれあいの場としての樹林地・農地の活用	68
2 基本方針に基づく施策	72
3 計画推進に関する配慮事項	82
第 6 章 地域別方針	93
1 北西部地域	96
2 北東部地域	100
3 中央地域	104
4 東部地域	108
5 南部地域	112
第 7 章 計画の進行管理	117
1 計画推進にあたっての方針	118
2 施策の状況把握と改善	118
3 施策の状況等を評価・確認する指標	119

資料編.....	121
1 計画策定体制・策定経緯	122
2 宇都宮市の概況	125
3 緑に関する近年の国の動き	130
4 宇都宮市のまちづくりの方向性	133
5 宇都宮市の緑の現況	137
6 市民意識	146
7 用語解説	149

はじめに

緑には、地域振興、環境保全、景観形成、防災・減災などにつながる様々な機能があります。様々な地域課題の対応策として、緑の機能を適切に発揮させることで、持続的で魅力あるまちづくりに貢献することができます。

本計画は、本市が目指すまちづくりに向けて、緑が有する多様な機能を適切に発揮できるよう、市民、事業者、行政が一体となって、緑の保全・活用・創出に取り組むための指針となるものです。

次のページ以降に、本市において、人々の豊かな暮らしを支えてきた緑を紹介します。



緑は、人々が屋外で過ごす機会や場、居心地がよく歩きたくなる空間を提供します。また、緑を通じて、まちに人や企業を呼び込み、新たなまちの顔がつくられます。

まちの魅力を高め
賑わいを生む



公園などの緑は、家族で遊ぶ子育ての場、仲間と身体を動かす健康づくりの場となります。まちなかに木陰があると、涼しく過ごすことができます。まちなかの公園や樹林地、農地などの緑は、災害時の避難場所や雨水の貯留・浸透などにより、安全安心な暮らしを支えます。

暮らしに想いとつながる
安全安心を



森林・樹林地や農地は、人々の生活に欠かせない生産の場として地域の経済や暮らしを支えます。山々を背景に農地が広がる里地里山の風景は、宇都宮を代表する景観です。

地域の暮らしを支え
独自の景観をつくりだす



丘陵の南端に鎮座する二荒山神社が、宇都宮の起源です。その周りに人が集まり、まちができ、現在の都市へと成長しました。縁に包まれた神社は、本市の象徴であり、連綿と続いてきた宇都宮の歴史を感じさせます。

歴史をものがたり
誇りと愛着を育む



豊かな自然環境は、貴重な野生生物のすみかとなるほか、観光や学習等の場面で人々と生き物を繋ぐ場所ともなります。また、水や木材等の資源の供給や土砂災害の軽減など、私たちの暮らしに欠かせない様々な恵みをもたらします。

生物多様性や
生態系サービスを育む



まちなかの花づくりや樹林地の保全活動、自然観察会、農業体験など、緑を介して、様々な世代や立場の人々の関わりが生まれます。こうした関わりは、地域の活力にもつながります。

人とみどり
人と人をつなぐ

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市は、北西部から連なる山林と、そこから楔状に伸びる宇都宮丘陵と台地、及び鬼怒川、田川、姿川など、豊かな水と緑に恵まれた自然環境にあります。市街地は、宇都宮丘陵の南端に位置する二荒山神社を中心にまちが発展し、今日においては、都市活動と自然とのふれあいが共存するまちとして、発展を続けてきました。

これまで、緑の保全と創出の総合的な計画である「緑の基本計画」を約20年間にわたり運用し、その結果、山林等の豊かな緑の保全、都市部における公園の増加など一定の成果を挙げてきました。一方で、農林業従事者や、公園緑地の保全・維持管理を担う市民活動への参加者の減少・高齢化等、緑の担い手不足等により、将来的な緑の取組推進が懸念される状況もあります。

本市は、平成29（2017）年に人口減少局面を迎える等、大きな転換点にある中でも、人や企業から選ばれ、将来にわたり発展し、世界共通の目標であるSDGsに貢献するとともに、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパスマートシティ」の実現を、目指すべき将来像として掲げました。

こうした中、緑を取り巻く環境は大きく変化しており、令和元（2019）年に策定された「グリーンインフラ推進戦略」等において、環境、防災、地域振興など複合的な課題を解決するため緑の多様な機能を利活用していく重要性が示されました。また、関係法令等の改正等によって公園緑地分野における公民連携の機運も高まっています。本市においても、緑の取組の担い手が減少する中で、これまで以上に市民、事業者、行政が一体となって、緑の保全・活用・創出に取り組んでいくことが重要です。さらに、「スーパスマートシティ」の実現に向けて、緑が有する多様な機能が適切に発揮されるよう、まちづくりの諸分野と連携しながら、多角的かつ戦略的に取組を展開していくことが必要です。

本市のまちづくりに関わる多くの人と、緑の取組の方向性を共有し、連携しながら取組を推進するため、緑の将来像や基本方針、具体的な施策展開等を定めた「第3次宇都宮市緑の基本計画」を策定しました。

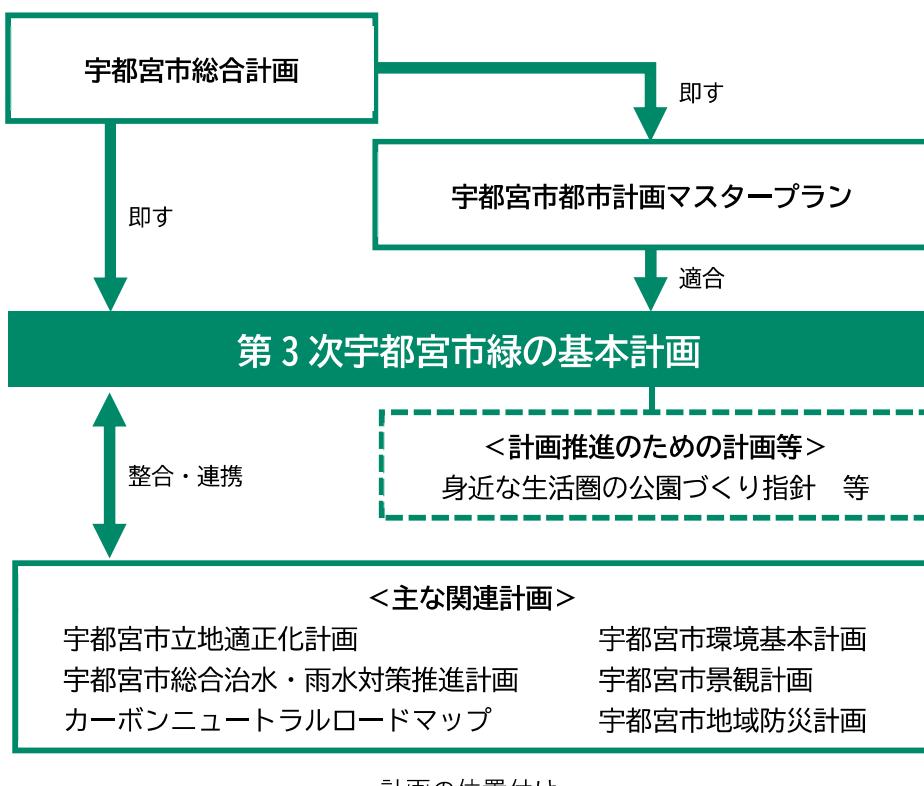
2 計画の位置付け

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、その目標と実現のための施策等を内容とする緑とオープンスペースの総合的な計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、宇都宮市総合計画に基づき、快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出を図るための個別計画に位置付けています。



計画の位置付け

(3) 計画期間

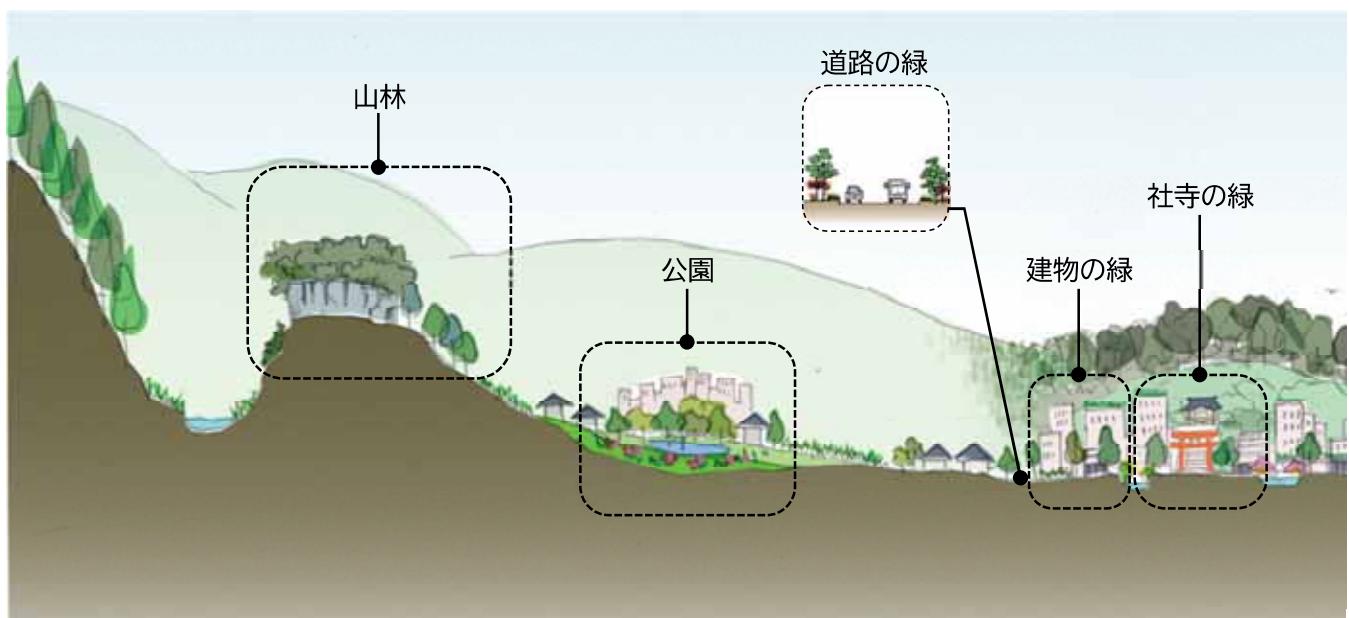
本計画の計画期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間と定め、目標年次を令和14（2032）年とします。

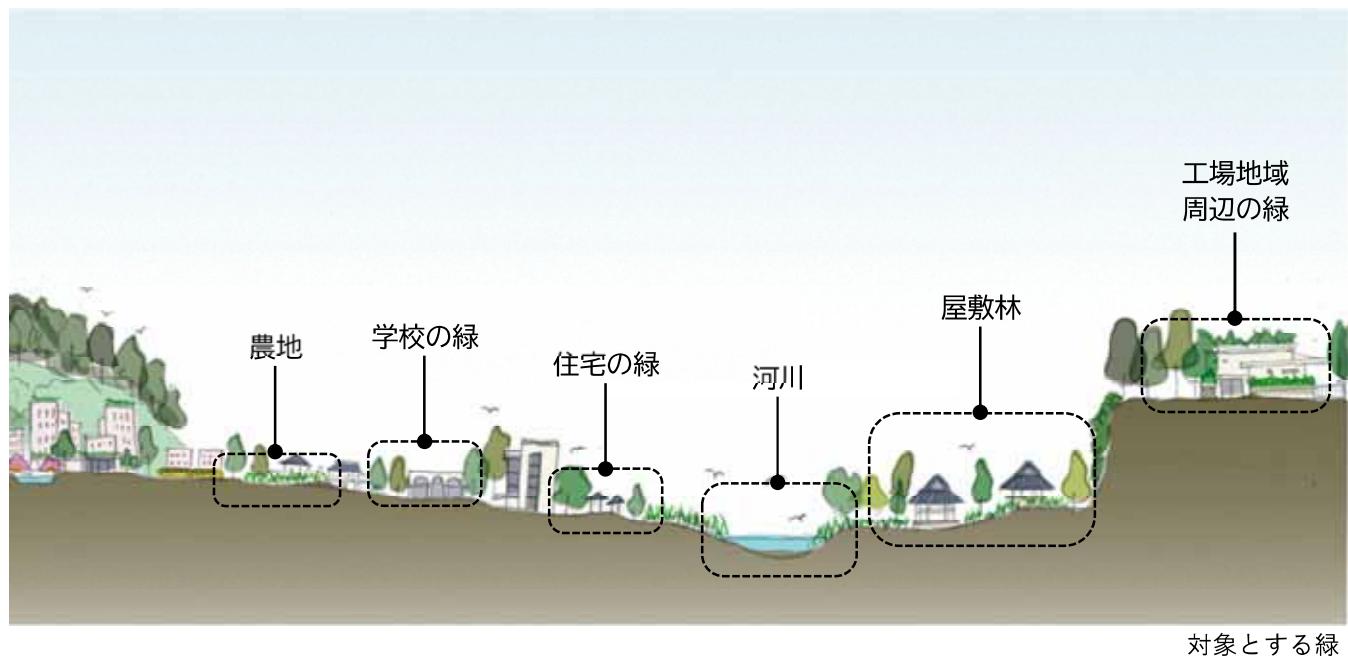
(4) 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲を宇都宮市全域とします。

(5) 対象とする緑

緑の基本計画において、「緑」は、樹林地や街路樹、農地、草花、芝生、河川や池沼等の水面など全ての緑を対象とします。したがって、公園や道路など、公共施設における緑のほか、民有地の庭や花壇等の緑も含んでいます。





第2章　緑の現況と課題

第2章 緑の現況と課題

1 緑の形成史

本市の緑は、現在の都市に至るまでの長い歴史において、人々の暮らしとの関わりの中で形づくられてきました。

● 原始・古代 ~現代につながる緑の骨格の形成~



宇都宮二荒山神社

- ・南北に楔状に伸びる宇都宮丘陵と台地、鬼怒川、田川、姿川によって形成された低地が形成
- ・弥生時代後期、雀の宮を中心に田川・姿川とその支流域の広い平野に小規模な稻作を営む集落が形成
- ・約1600年前、「下之宮」の地に豊城入彦命を祀ったことを起源に宇都宮二荒山神社が創建され、承和5(838)年に、宇都宮丘陵の南端にあたる現在の場所に移設

● 中世・近世 ~二荒山神社を中心とするまちの形成~



白沢宿

- ・奈良・平安時代、宇都宮二荒山神社の靈験を求めて人々が集まり、その門前にまちが形成。門前町の南に、宇都宮城の城下町が形成
- ・江戸時代、近世城下町の整備、日光街道・奥州街道の付け替えが行われ、現在の中心市街地の骨格が形成
- ・江戸時代末期、農村部で新田開発の動きが活発化し、徳次郎や宝木地区に肥沃な田園地帯が形成

● 近代～昭和 ~変化するまちづくりの中で緑の喪失と創出を経験~



大通り沿いの街路樹

- ・東北本線開通、宇都宮駅開設により、東西に延びる現在の中心市街地が形成
- ・戦時、空襲によって緑が消失するも、戦後復興の土地区画整理により、公園や街路樹を整備
- ・合併を経て、近代的な商業都市の形成と、高度経済成長期における急激な都市化の進展に伴う雑木林など身近な緑の喪失

● 現代 ~都市と自然のバランスがとれた中核都市~



馬車道ヤードの様子

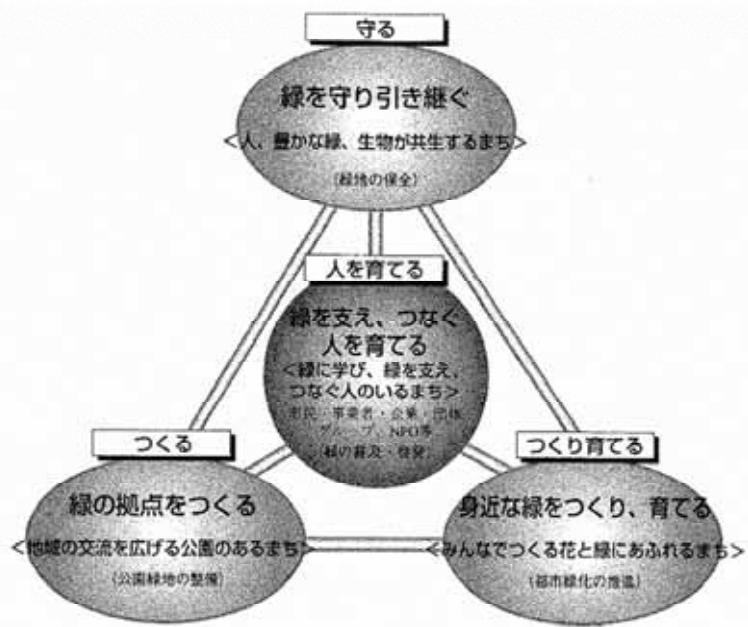
- ・まちなかにおいて、緑とオープンスペースを活用した賑わい創出の取組が展開
- ・新型コロナ感染症が発生し、移動制限や3密回避等が求められる中、身近な公園や緑地の重要性を再認識
- ・NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)の形成に向けたまちづくりの進展

写真出典：「都心部における道路空間を活用した社会実験(BASHAMICHI YARD)実施結果概要」(宇都宮市・宇都宮大学)

これまでの緑の基本計画

本市は、都市化の進展に伴う緑の減少が進む中において、平成 12（2000）年に、第 1 次となる緑の基本計画（以降、「第 1 次計画」とする）を策定しました。第 1 次計画は、「人と緑の調和」を大きなテーマとし、当時から、緑の多様な機能を活かしていく考え方を示していました。

その後、将来的な人口減少が予測される中で、平成 20（2008）年に策定した総合計画の将来都市構造にネットワーク型コンパクトシティを掲げ、その実現への貢献を目指して、平成 23（2011）年に第 2 次緑の基本計画（以降、「第 2 次計画」とする）を策定しました。第 2 次計画では、将来像の視点に「緑のネットワーク形成」が加わり、基本目標には、緑によって課題を解決し、安心して快適に暮らしていくまちの実現を目指す考え方方が示されました。



第 1 次計画の緑の将来像イメージ



第 2 次計画の緑の将来像イメージ

2 緑の構造

(1) 広域的にみる本市の緑

本市は東京から北に 100km、栃木県のほぼ中央に位置しています。

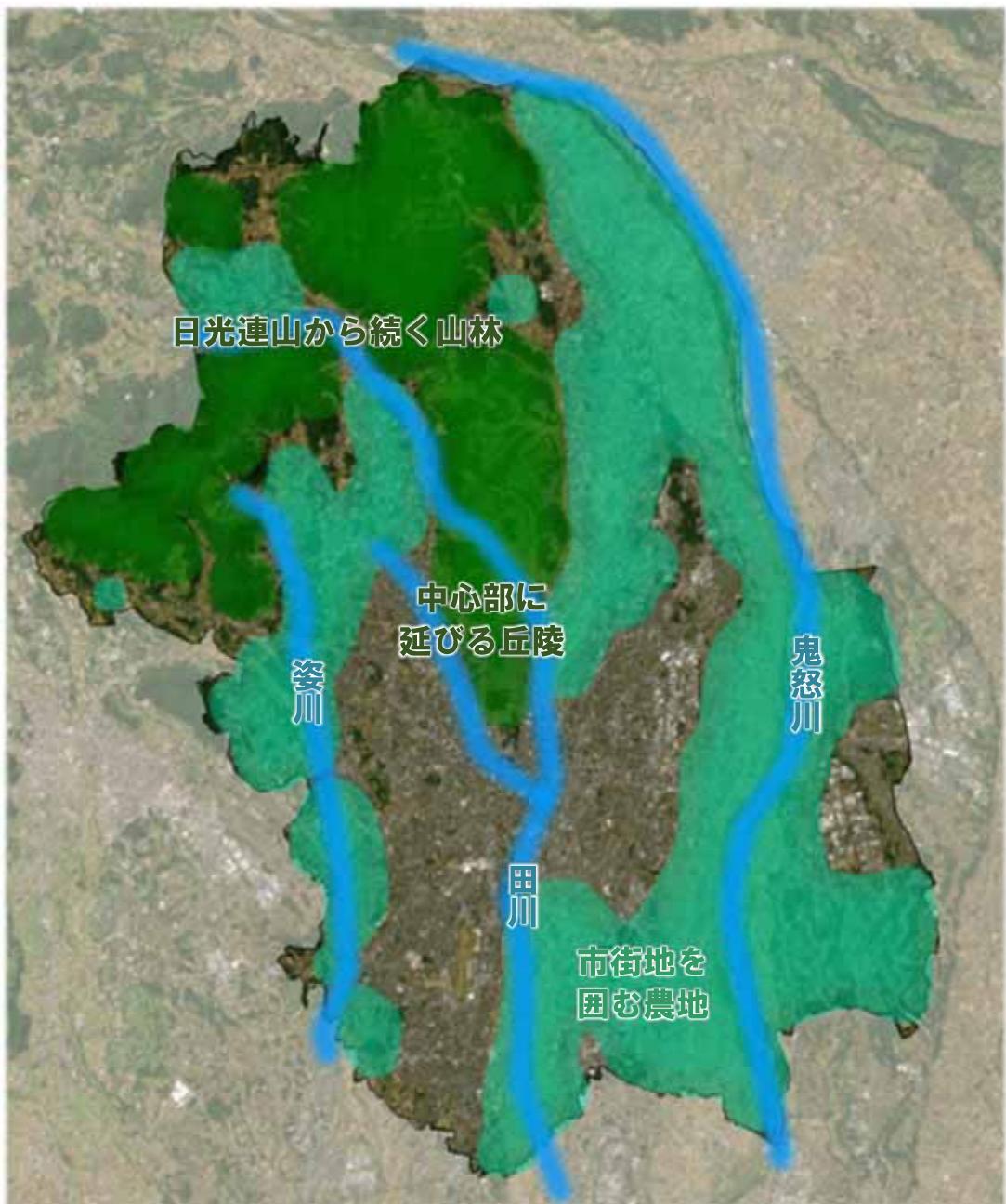
北西部には日光連山から続く丘陵地や扇状地が分布し、なだらかな山地となっています。

中央部には、丘陵地が楔状くさびに位置しており、その周辺部は数段の洪積台地と沖積低地からなる平地となっています。南部には、関東平野の北端にあたる平野が広がっています。本市は日光連山から連なる山地と関東平野の北端の境に位置する里山都市と呼ばれています。

(2) 本市の緑の構造

本市には、日光連山から続く山林が北西部に位置し、そこから市の中心部に宇都宮丘陵が延びています。丘陵の南端部に位置する二荒山神社の周辺には門前町が築かれ、後に宇都宮城の城下町として栄えることとなり、現在の市街地へと発展しました。また、市内を南北に流れる鬼怒川、田川、姿川等の河川沿いの低地には、豊かな農地が広がっています。

このように、本市の緑は、山林と、山林から中心市街地へと楔くさびを打ち込むように延びる丘陵の樹林地、市街地を囲むように低地に広がる農地によって大きな骨格が構成されています。また、北部丘陵から続く長岡樹林地や八幡山公園等からなる緑は、市街地に冷涼な空気を送り込む「風の道」としての重要な役割を担っています。



緑の構造

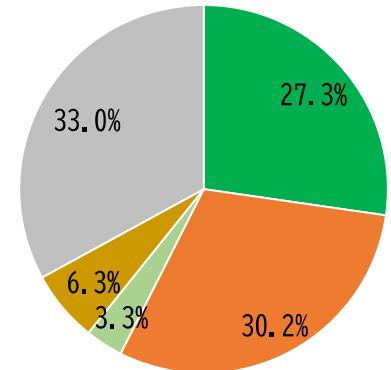
3 緑被の状況

全域において、令和2（2020）年度現在の緑被面積※は 27,942.6ha で、緑被率は 67.0% となっています。

緑の区分内訳で、農地の面積が 12,572.9ha と最も多く、市域の 30.1%を占めています。樹林地は 11,373.9ha (27.3%) となっており、農地と合わせて市域の約 6 割を占めています。樹林地は北西部の山地から宇都宮丘陵の長岡、戸祭山、八幡山公園に至る一帯に、農地は、東部の鬼怒川沿い及び、姿川、田川沿いに広がっています。

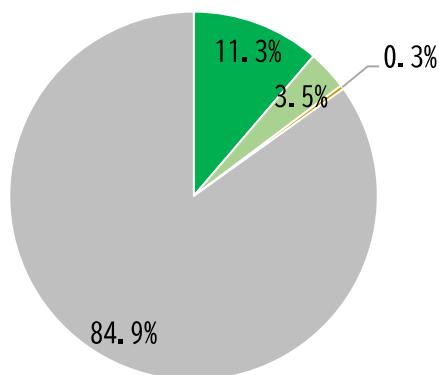
※緑被面積：市街化区域内では 100 m²以上、そのほかの地域では 1,000 m²以上のまとまりのある緑を対象としました。

中心市街地の緑被率は、15.2%となっており、多くの緑は、区域北部の八幡山公園の樹林地、中心部にある二荒山神社の樹林地、宇都宮城址公園の地被類などにとどまり、まちなかの人の目に映る緑が少ない状況です。



■樹林地 ■農地 ■地被類 ■その他 ■緑被以外

市域全域の区分別緑被割合

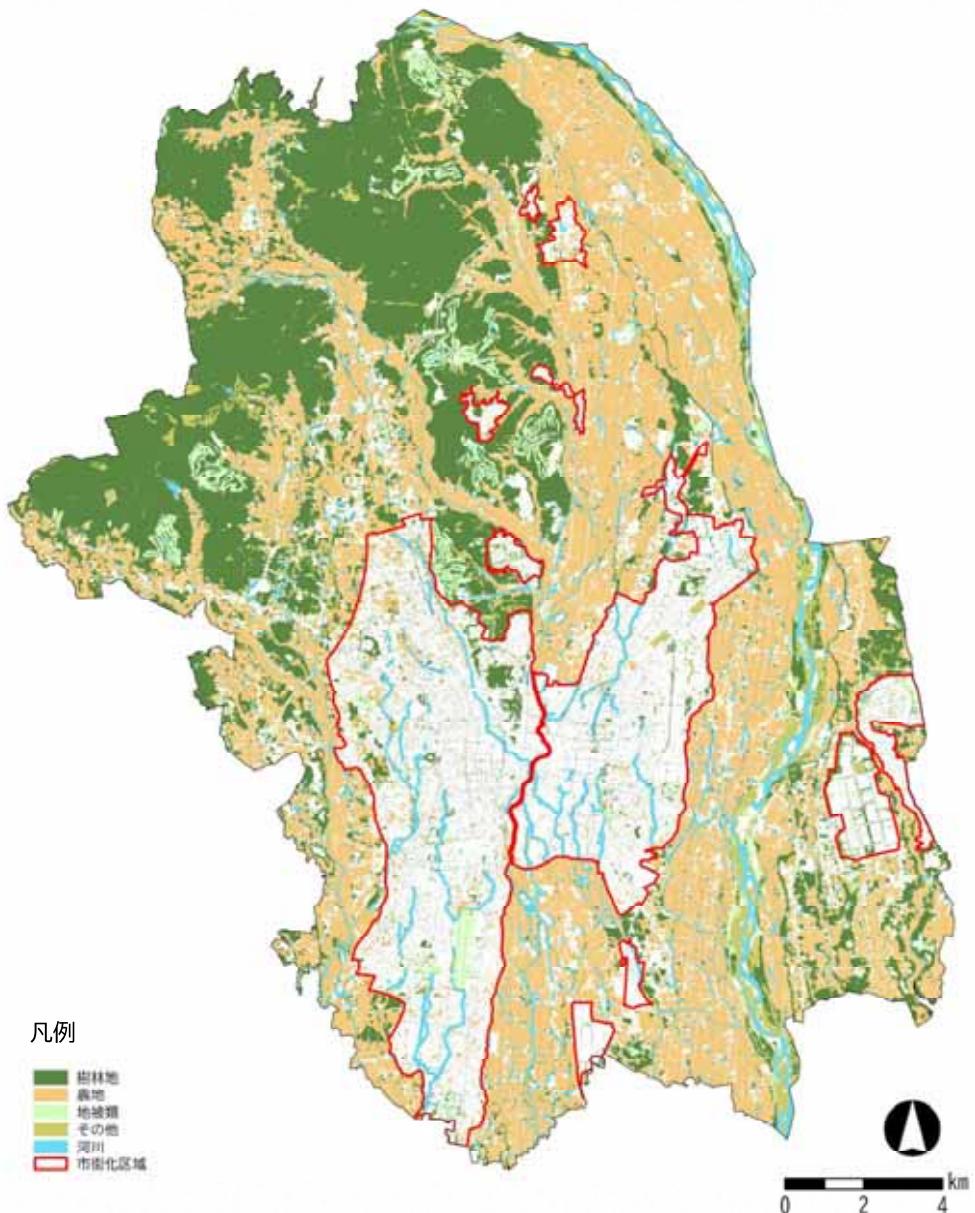


■樹林地 ■農地 ■地被類 ■その他 ■緑被以外

中心市街地の区分別緑被割合



大通り（JR 宇都宮駅前より）

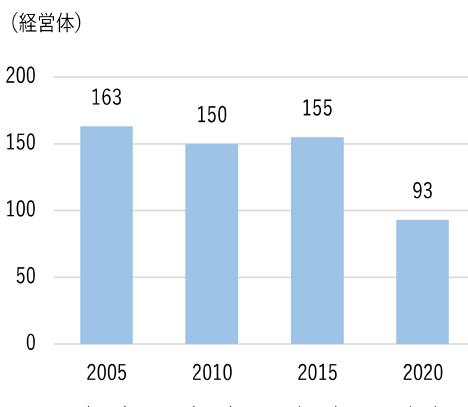


緑被現況図
出典：令和2年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査業務委託報告書

4 種別の緑の状況

(1) 樹林地

自然公園や保安林、風致地区等の地域性緑地の指定により、樹林地が保全されている一方、林業経営体は平成 22（2010）年（第 2 次計画策定時）から約 6 割に減少しました。



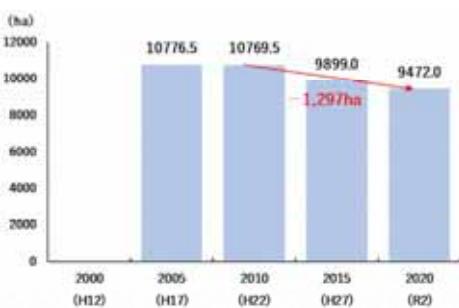
林業経営体の推移

出典：宇都宮市統計書

(2) 農地

市街地周辺の河川沿いに農地が広がっており、低地は主に水田として、台地は主に畠地や果樹園として利用されています。

令和 4（2022）年より、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、NCC のまちづくりと連携しながら市街化区域内の農地（都市農地）の適切な保全を図る「生産緑地制度」を導入しました。

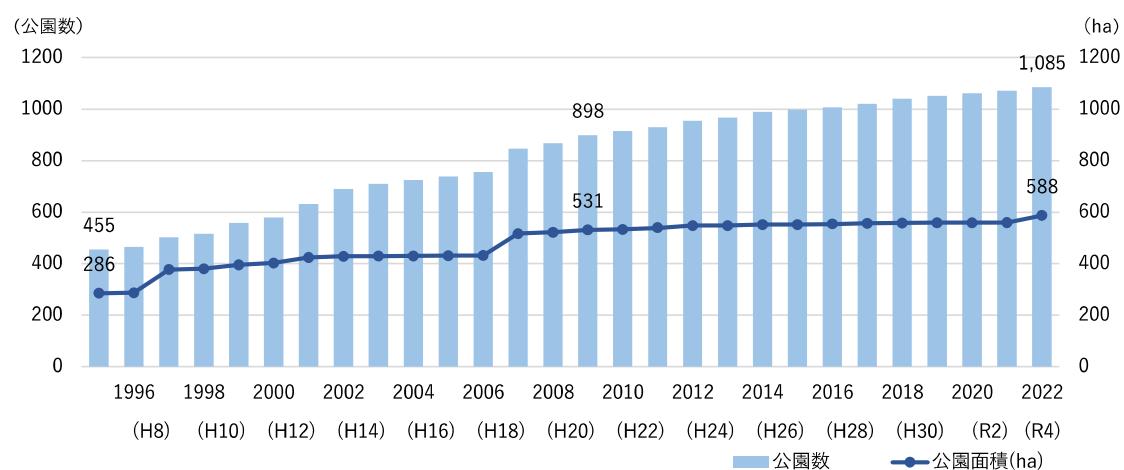


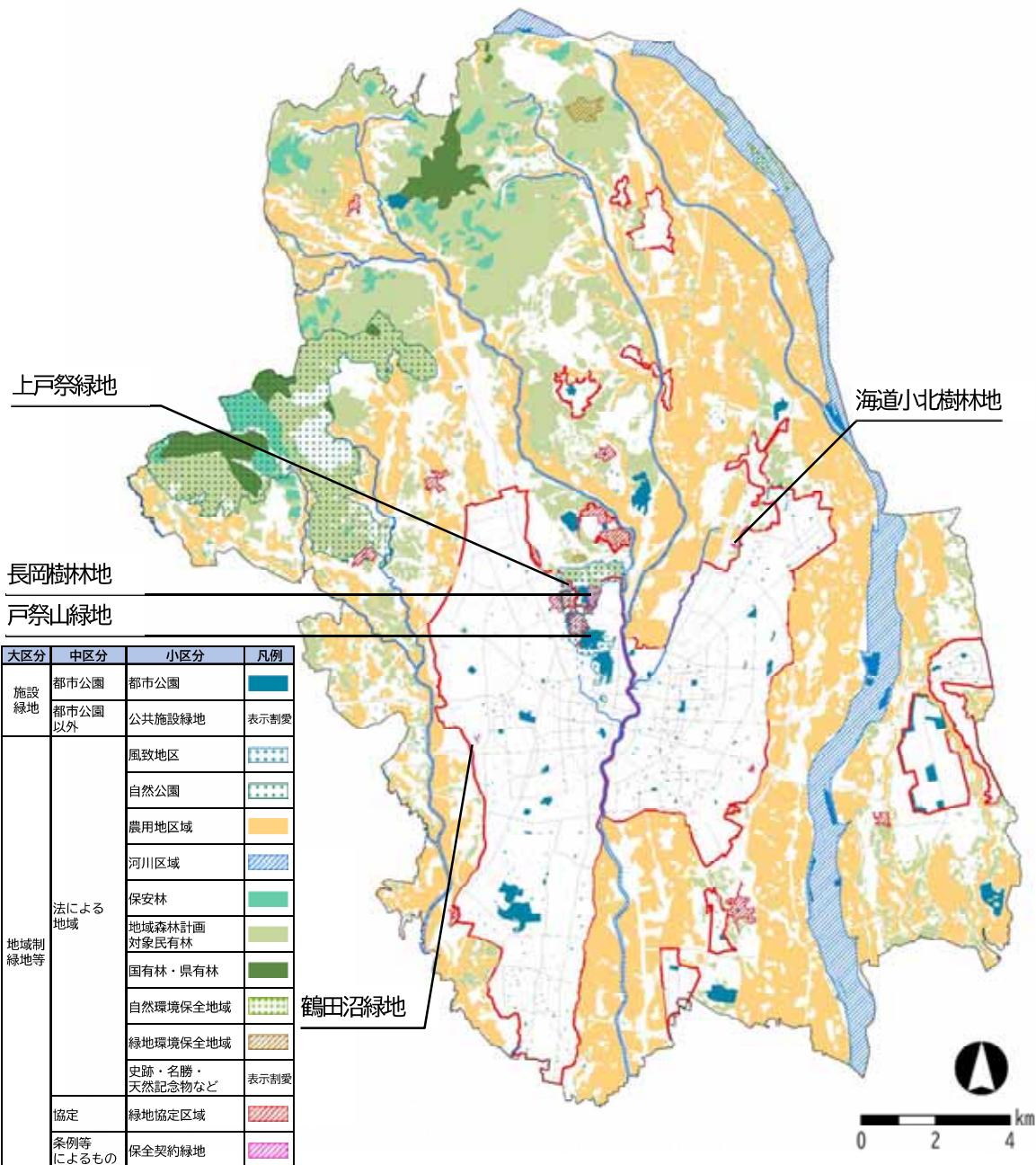
経営耕地面積の推移

出典：宇都宮市統計書

(3) 公園

令和 4（2022）年 4 月 1 日現在の市内の都市公園箇所数は 1085 箇所、総面積は 587.56ha で、市民一人当たりでは 11.4 m²/人となっています。県総合運動公園や戸祭山緑地、土地区画整理事業による新規公園などが開設し、一人当たりの公園面積が増加しました。一方、開発に伴う小規模公園の増加、施設の老朽化等によって維持管理費が増加している状況もあります。





地域制緑地等の状況

出典：令和3年度宇都宮市緑の基本計画改定支援業務委託報告書

(4) 道路緑化

シンボルロードのトチノキ、日光街道沿いの桜並木に代表されるように、街路樹は、印象的な道路景観を形成する上で重要な役割を果たしています。

下枝等の剪定を適宜行う等安全な道路通行空間を確保しながら、

樹種に合わせた樹形管理、老木化

したサクラの植え替え、立枯れした街路樹の伐採など、適切な維持管理を実施しています。

しかし、トチノキの落ち葉や実の害、根上がりによる歩道持ち上げ等については、市民アンケートにおいても問題点として挙げられているほか、中心市街地における街路樹の適切な配置を求める意見も多く、解消が必要な場所もあります。



都市部の緑の問題・困っている点（回答数上位 5 項目）

(5) 市民協働による緑の保全・創出の取組

宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会は、全国都市緑化フェアによる市民の緑化意識の高まりを継続的な活動とし、花と緑に包まれた潤いのあるまちづくりに寄与することを目的に設立され、中心市街地において、市や学校、地域団体等と連携しながら、人の目に映る場所へハンギングバスケットやプランターの設置等を行っています。

市内外からの来訪者など、多くの人が行き交うまちなかにおいて、市民・事業者・行政のパートナーシップにより緑を増やす取組が、JR 宇都宮駅や、県庁と市役所をつなぐシンボルロードを中心に広がっています。

公益財団法人グリーントラストのみやは、市民自ら緑の保全と創出を図り、緑豊かなまちづくりに寄与することを目的に設立され、市街地やその周辺に残る緑地（長岡樹林地や鶴田沼緑地、戸祭山緑地、海道小北樹林地等）において、各ボランティア

グループが下草刈りや落葉さらい等の樹林地の保全を行うとともに、土地の所有者と保全契約を締結することなどにより、永続的な緑の保全・創出に取り組んでいます。

また、市民や学校、地域団体を対象に自然観察会や野菜の収穫体験といった自然学習や体験活動支援を行うとともに、トウキョウサンショウウオなどの希少な動植物のモニタリング調査等を実施し、自然環境の保全に取り組んでいます。



シンボルロードのハンギングバスケット



野菜の収穫体験

(6) 市民意識

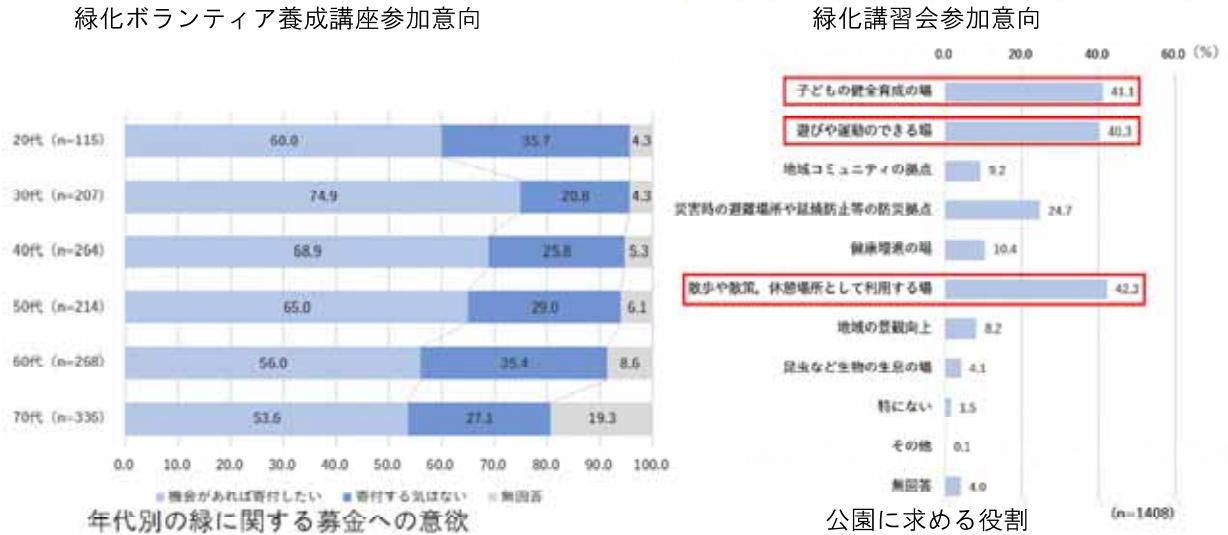
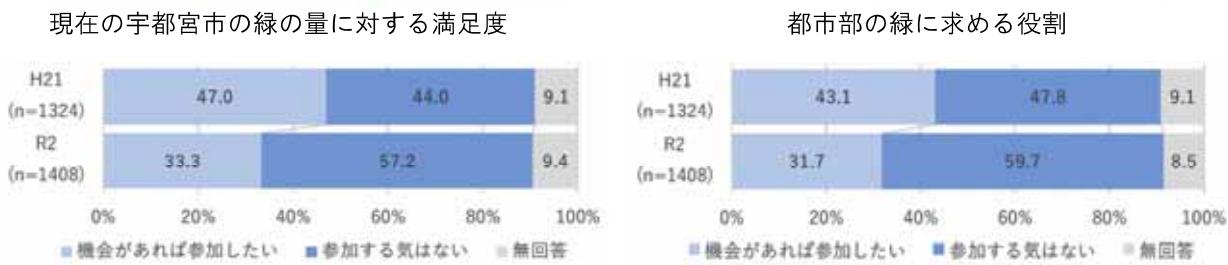
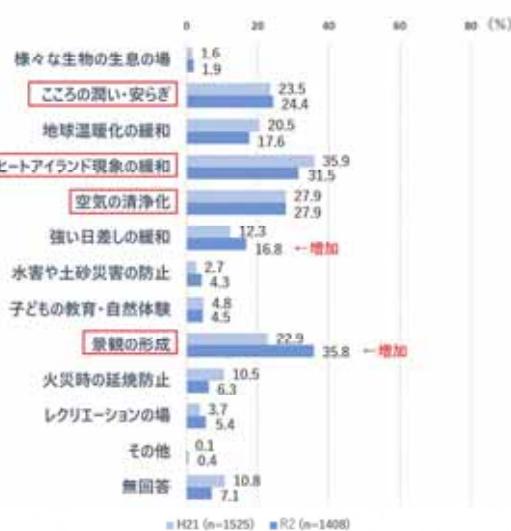
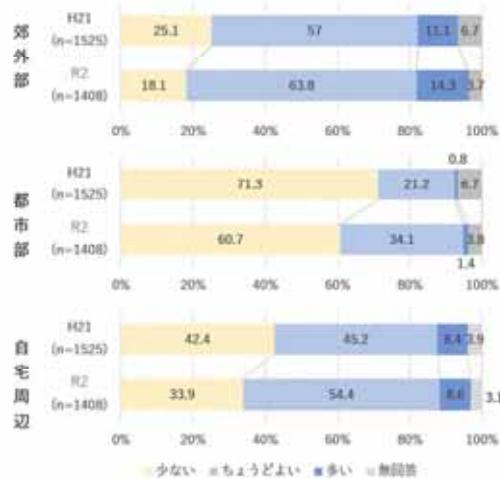
本頁のほか、資料編に市民アンケート結果を収録

現在の緑の量への満足度について、郊外部、都市部、自宅周辺いずれも「少ない」と感じる人が減少し、「ちょうどよい」と感じる人が増加しました。

都市部の緑に求める役割として、「景観の形成」、「ヒートアイランド現象緩和」、「空気の清浄化」、「こころの潤い・安らぎ」に対する回答が特に高く得られました。また、平成21(2009)年と比べて、「景観の形成」、「強い日差しの緩和」を求める回答が特に増加しました。

緑に関する事業について、緑化ボランティア養成講座、緑化講習会に対する参加意向は平成21(2009)年と比べて減少しています。その一方で、都市緑化基金・緑の募金等の緑に関する募金への参加意向については「機会があれば寄付したい」と回答した市民が全世代において5割を超えていました。

公園に求める役割として、「散歩や散策等の場」、「子どもの育成の場」、「遊び・運動の場」に対する回答が多く得られました。

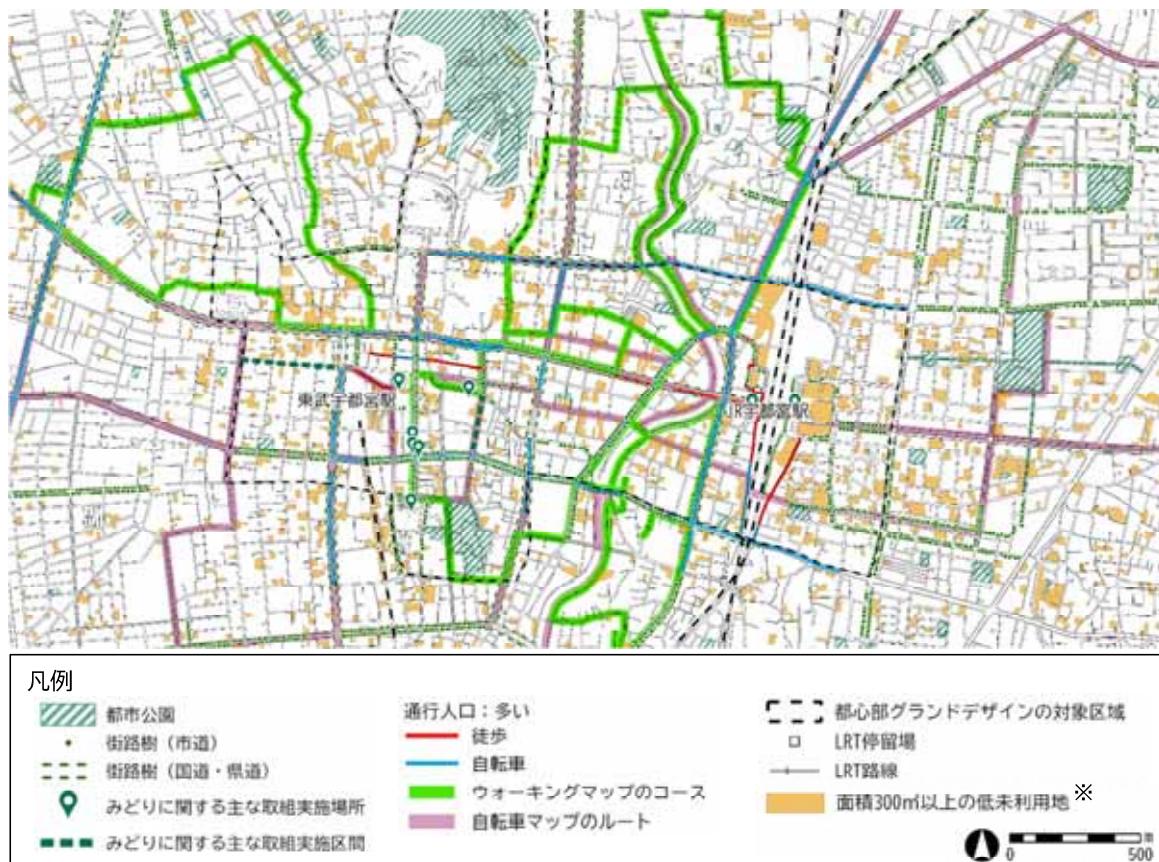


5 機能別にみる緑の状況

本市の緑について地域振興、環境などの機能別に整理しました。

(1) 都心部の活性化

都心部において通行人口の多い通り沿いやウォーキングマップ、自転車マップのルート沿いでは、道路空間上、緑の配置が難しい一部区間を除き、街路樹の整備やハンギングバスケットの設置がなされ、花や緑に彩られた快適な回遊空間を形成しています。



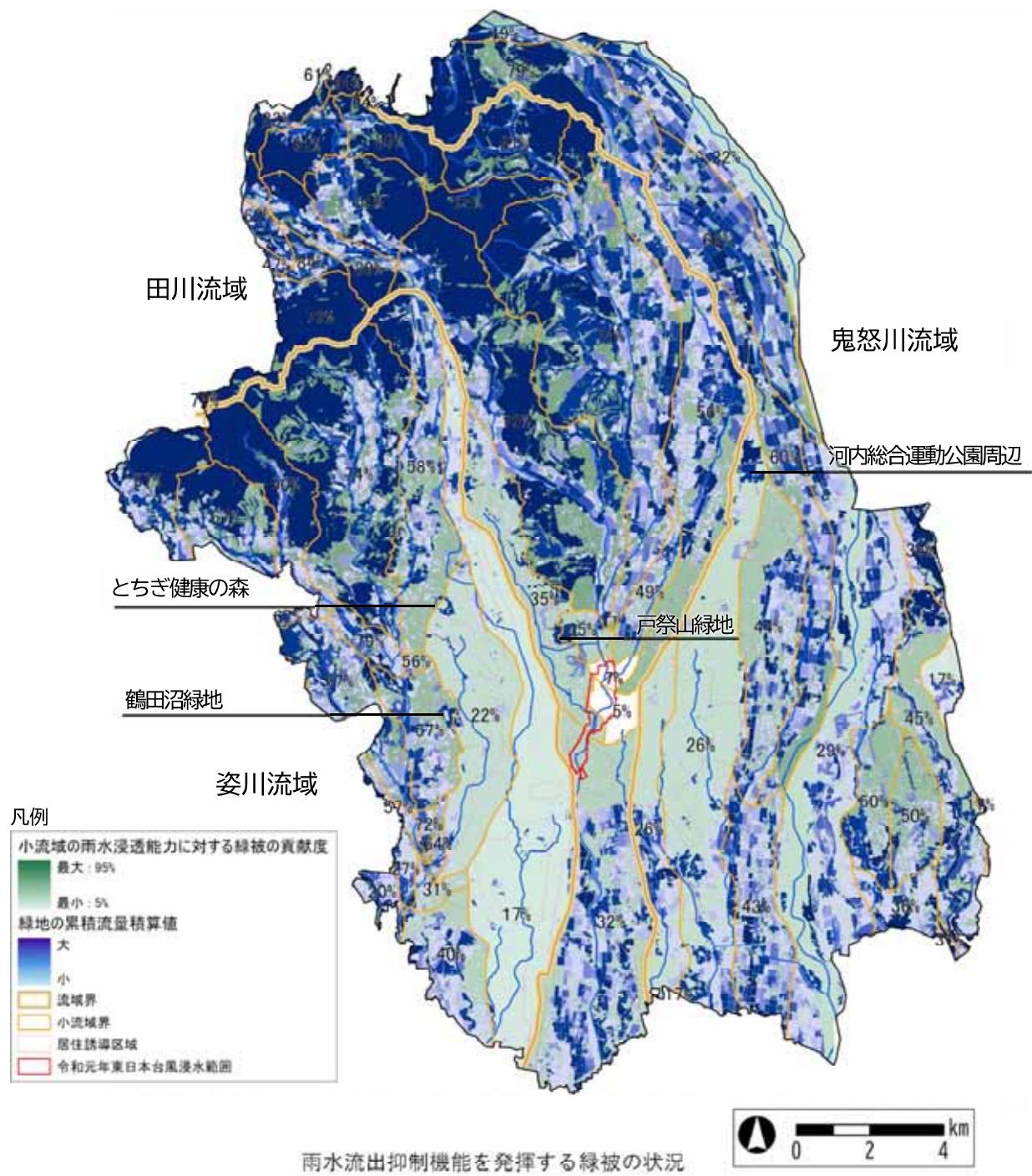
※「令和2年度土地利用現況調査」において、「平面駐車場」「建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、のり面（道路、造成地等の主利用に含まれないのり面）」に分類された土地

中心市街地の緑の状況

出典：通行人口…KDDI Location Analyzer（主要動線分析）を用いて作成（期間：2021年1月1日～2021年12月31日／データ：auスマートフォン契約者のうち、位置情報の利用許諾を得たユーザーのGPS位置情報データ／集計方法：全人口推計値（取得したGPS位置情報データのサンプル数（のべ通行者数）を拡大推計）

(2) 雨水の貯留浸透による災害リスクの軽減

山林等が広がる上流部では、流域内の雨水浸透能力の多くを緑被が貢献しており、中流・下流域に位置する市街地等での災害リスクの軽減に貢献しています。市街地自体の緑被の貢献度は低い状況にありますが、その中でも戸祭山緑地等の丘陵部や鶴田沼緑地、とちぎ健康の森等のまとまった樹林地は、累積流量が高く（多くの表流水を集水する）、市街地の雨水被害の抑制に大きく貢献しています。

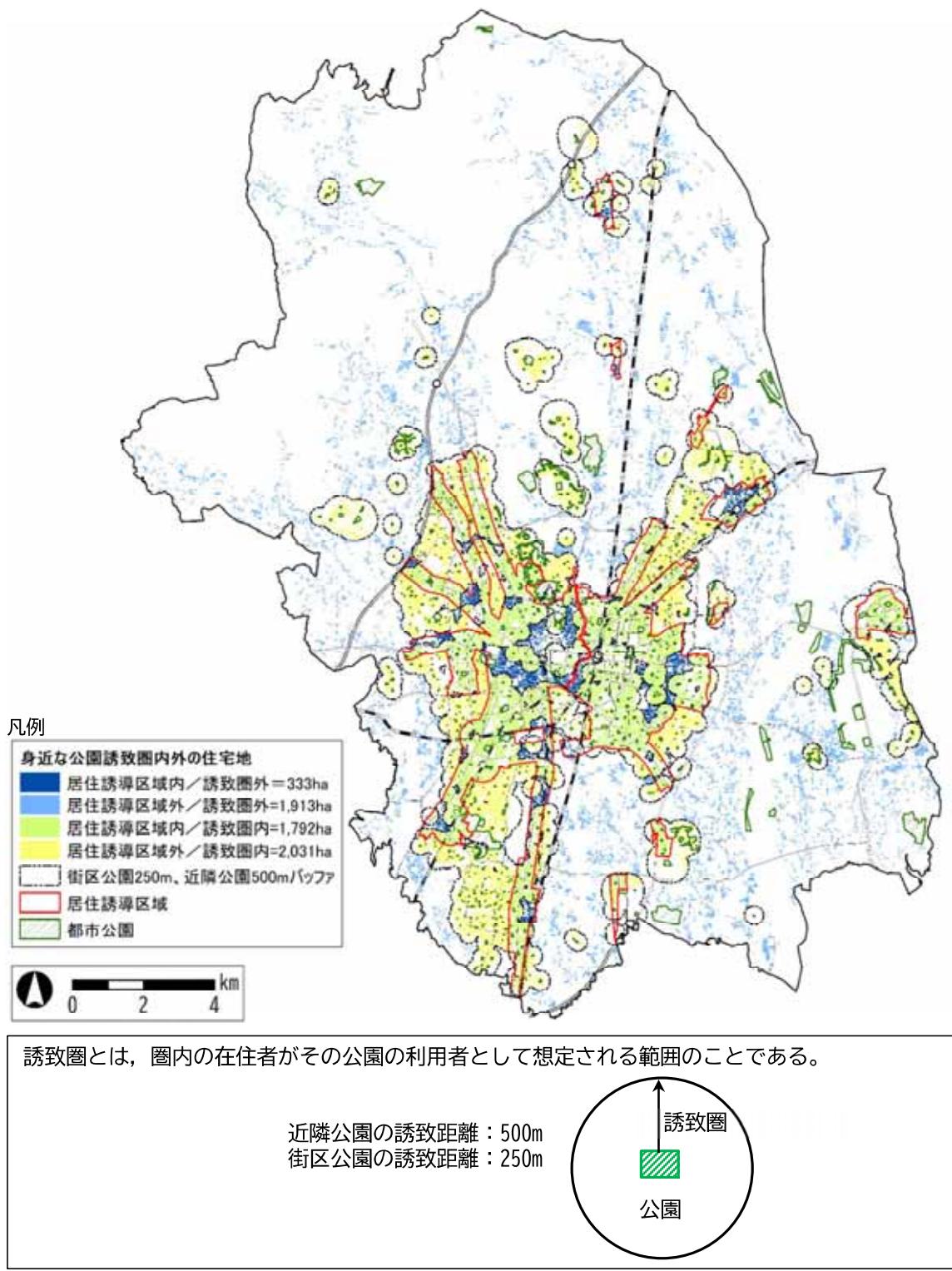


※令和2年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査業務委託報告書における緑被データを用いて作成

(3) 地域コミュニティ・子育て・健康福祉の向上

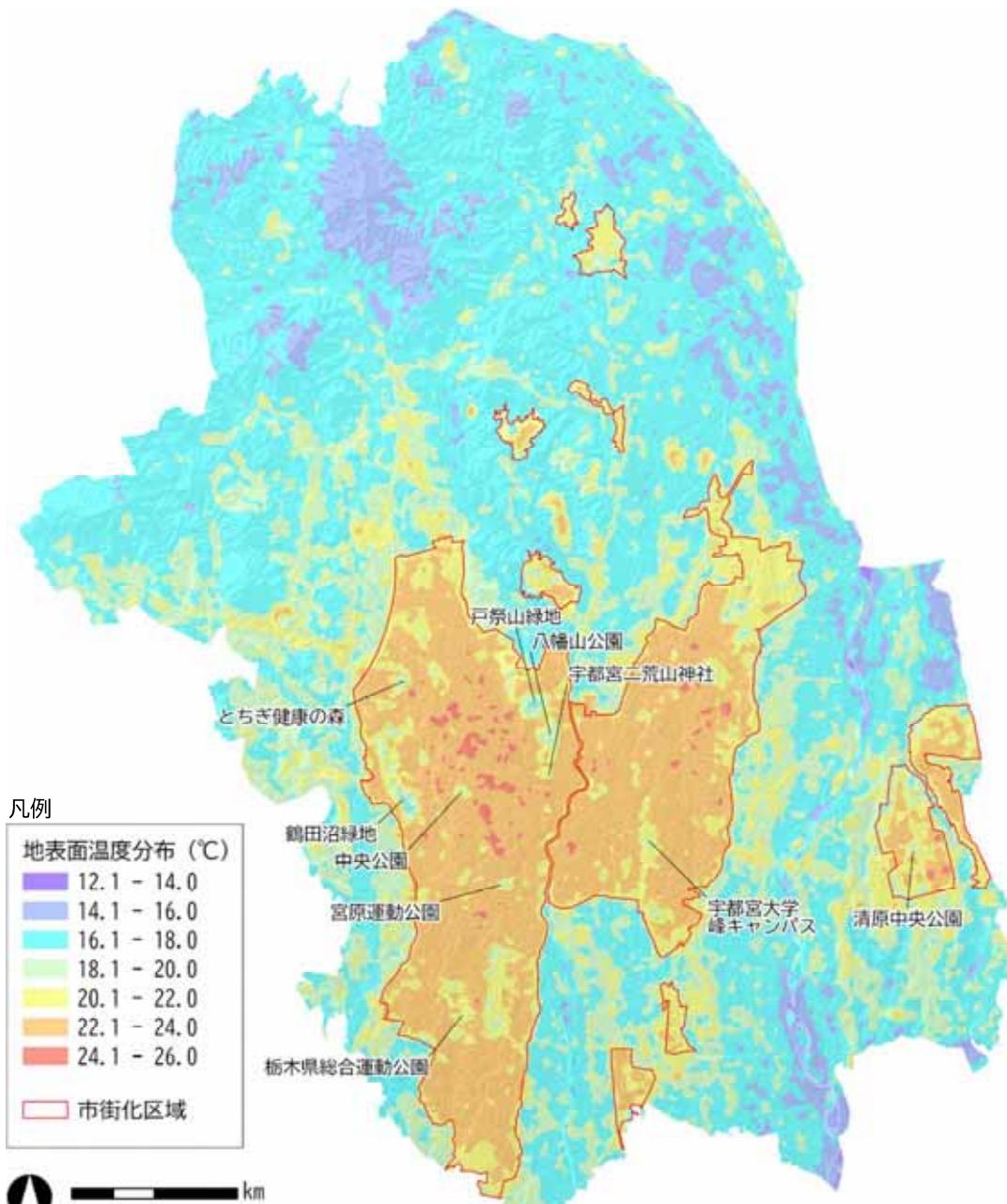
地域交流等の場となる身近な公園の分布状況を示しています。居住誘導区域内には、身近な公園に歩いていくことのできる距離内（誘致圏）に公園が充足されていない住宅地※は333ha（図中、濃青色）存在しています。

※「令和2年度土地利用現況調査」において、「住宅用地」に分類された土地



(4) ヒートアイランド現象の緩和

夏季の市街化区域内では、比較的高温域が広がっており、熱帯夜と呼ばれる25°C以上を示す場所も散見されますが、一方、戸祭山緑地、八幡山公園、二荒山神社、鶴田沼緑地等ではクールスポットが形成されています。

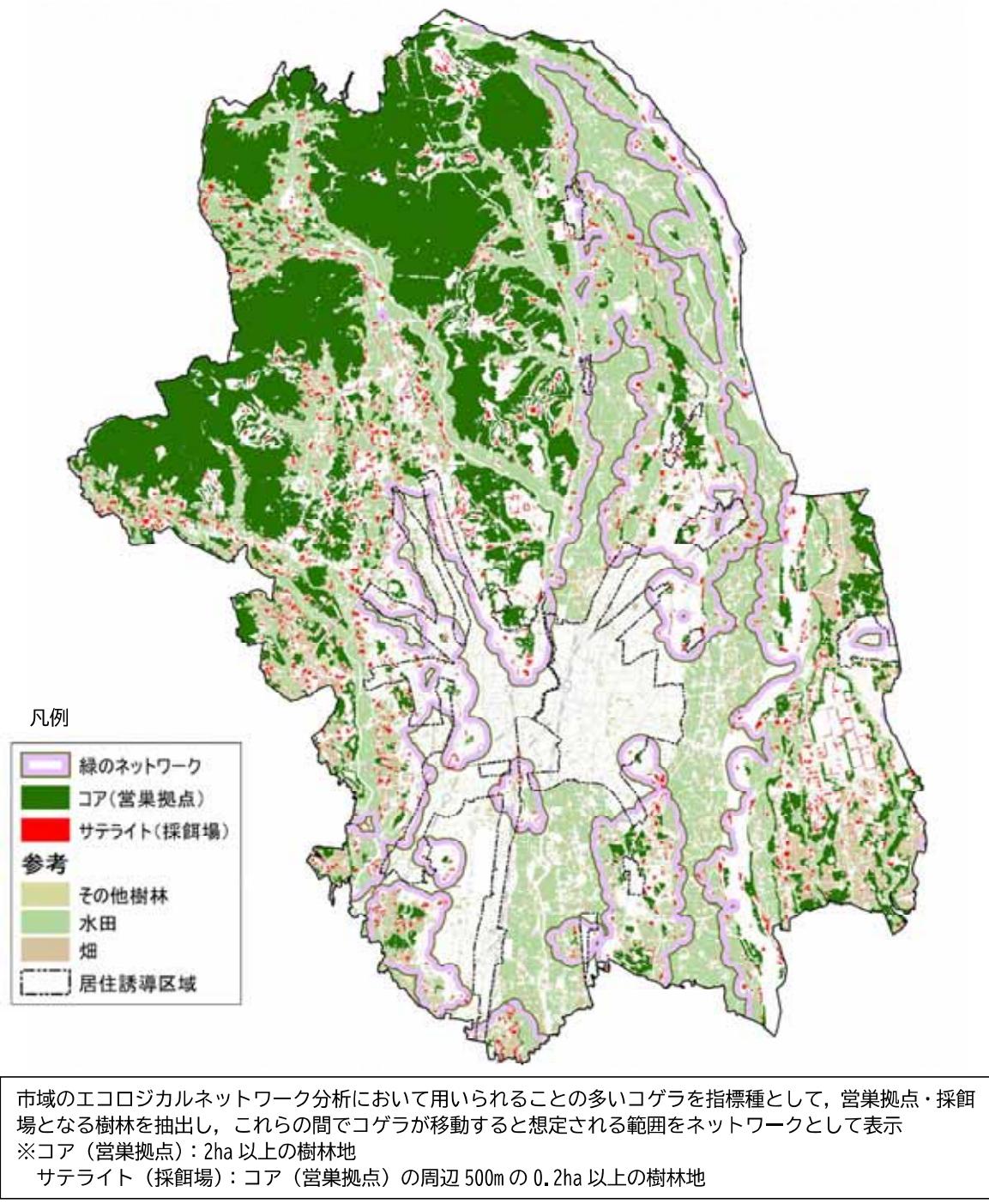


推測地表面温度分布図

(5) 緑のネットワーク

都市型鳥類であるコゲラを指標種として緑のネットワークについて分析すると、北部の豊かな緑が、八幡山公園や二荒山神社など、市街地近郊の大規模な緑地により、中心部まで連続しています。市街地付近に小規模な樹林地が残っていることで、居住誘導区域付近まで緑が続く要因になっていることが分かります。

市の中心部では南側と東側で特に、緑のネットワークが途切れている状況です。



緑のネットワークの状況

※令和 2 年度宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査業務委託報告書における緑被データを用いて作成

6 第2次計画の目標達成状況

第2次計画では、緑被率、緑視率、緑地率、市民一人当たりの都市公園面積、緑の量に満足している市民の割合の5つの目標を定めて取組を進めてきました。

緑の量を測る緑被率、緑視率、緑地率は、第2次計画策定期から概ね横ばいで推移してきました。また、開発行為等によって民有地の緑や農地が減少する中、緑視率、緑地率、市民一人当たりの都市公園面積が目標値に届かなかったものの都市公園など都市部の緑は第2次計画から増加しました。

緑の量への満足度は、都市部、郊外部ともに目標値を上回りましたが、都市部の緑の量に満足している市民は、未だ約3割にとどまっています。

指標	初期値	目標値（R4）	現状値
緑被率	市域全域 63.2 (H20)	初期値を維持	67.0 (R1, 2)
	中心市街地 10.1 (H20)	初期値以上	15.2 (R1, 2)
緑視率	中心市街地 14.1 (H22)	20%	14.3 (R3)
緑地率	市域全域 54.6 (H20)	初期値を維持	53.4 (R3)
	市街化区域 11.2 (H20)	17.6%	10.7 (R3)
市民一人当たりの 都市公園面積	10.44 (H21)	13 m ² /人	11.42 (R3)
緑の量に満足して いる市民の割合	都市部 21.2 (H21)	28%	34.1 (R2)
	郊外部 57.0 (H21)	60%	63.8 (R2)
	自宅周辺 45.2 (H21)	50%	54.4 (R2)

※緑被率、緑視率、緑地率について

緑被率とは、航空写真のデータを用いて、
樹林地や芝生等で覆われた区域「緑被」が、
市域面積に占める割合



緑視率とは、ある定点において人が周囲を眺めたとき、目に映る緑の量が一定範囲内に占める割合のこと



緑地率とは、法律や条例等により
担保性が高い「緑地」が、
市域面積に占める割合



7 計画改定の課題

本市の緑を取り巻く社会状況の変化や緑の状況、市民意識、第2次計画の目標達成状況等を踏まえ、今後対応していくべき課題を以下のとおり整理しました。

課題1 本市を象徴する緑の保全・活用

① 市街地を囲む山林、丘陵地、農地、河川の保全・活用

- ◆今日的な課題の解決に貢献する多様な機能が発揮されるよう、引き続き、法律や条例等に基づく開発規制等によって保全を図ることが必要です。
- ◆緑の担い手の減少・高齢化が進む中で、市民や企業等による保全活動を、積極的に推進していくことが必要です。

② 歴史・文化的な緑の保全・活用

- ◆歴史・文化的な緑を、まちづくりに活かしてその価値を発信し、次世代に引き継いでいくことが必要です。

課題2 持続可能な社会形成に貢献する緑の多様な機能の発揮

① 緑の活用を通じたまちの居心地の良さの向上

- ◆本市の魅力増進につながる市街地の緑の充実と多様な自然とのふれあいを推進する必要があります。
- ◆都市機能を集約する上では、近年激甚化、頻発化する災害のリスクの軽減し、強靭性の確保につながる山林・農地の保全と市街地の緑の配置が求められます。

② 健康づくり・交流・自然とのふれあいの場の提供

- ◆地域ニーズに応え、子育てや健康づくりの場となる身近な緑をつくるため、地域住民の意見を捉えながら整備、維持管理を進めていく仕組みが必要です。
- ◆市街地に近い場所に自然が位置する本市の強みを活かし、市街地外縁部の樹林地や農地を日常的に利用できる公開性のある緑としていく必要があります。
- ◆公園や道路、河川沿い、駅前など様々なオープンスペースを、企業やまちづくり団体等と連携し、憩いや交流、賑わいの場としていく必要があります。

③ 緑の保全・創出を通じた環境負荷の低減

- ◆山林等を確実に保全するとともに、温室効果ガスを多く排出する市街地では緑の創出によるエネルギー消費の軽減、緑陰形成等によるヒートアイランド現象の緩和につなげる必要があります。
- ◆多種多様な自然環境を保全し、生物多様性を確保するとともに、市街地では社寺や公共の緑を活かし、街路樹や個々の緑をつなげていく必要があります。

課題3 原動力となる公民連携等の推進

① 企業等多様な主体が連携した緑の保全・活用・創出

- ◆これまで本市の緑のまちづくりに大きな役割を果たしてきた市民活動を引き続き支援するとともに、活動の拡充や水平展開を検討する必要があります。
- ◆公（市）と民（地域、民間企業、まちづくり団体等）の連携やエリアマネジメントによる協働等、多様な主体が緑の保全・活用・創出に関わる取組が求められます。

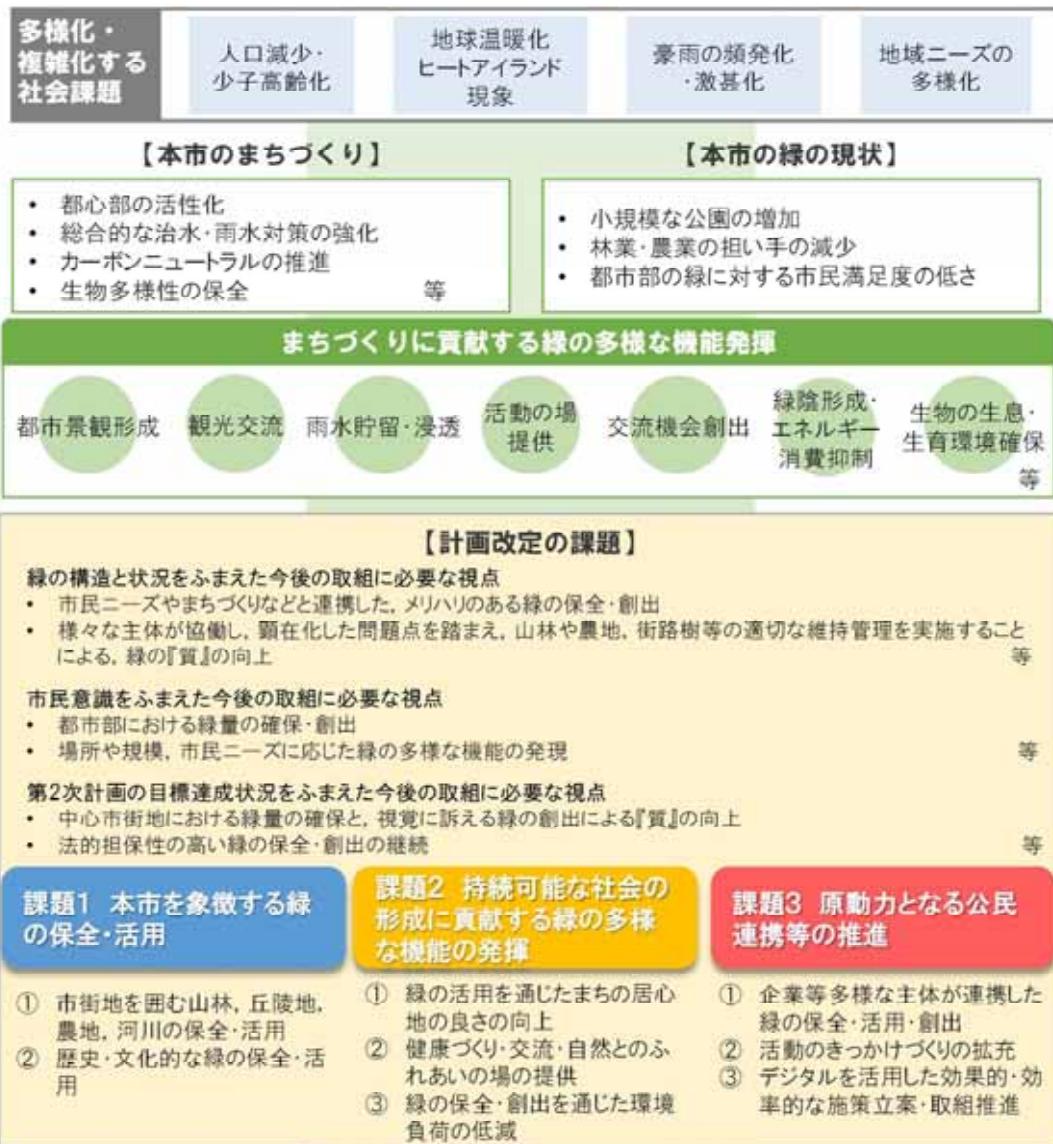
②活動のきっかけづくりの拡充

- ◆活動団体の高齢化が進む中、活動を通じて新たな交流や活動場所への愛着が生まれるような仕掛け等、若い世代等が気軽に参加できる工夫が必要です。
- ◆働き盛り世代など忙しく具体的な活動に参加できない人々が、活動以外の形態で、縁づくりに関わることのできる機会や仕組みの検討が必要です。

③デジタルを活用した効果的・効率的な施策立案・取組推進

- ◆AIやIoTの活用による地域特性や周辺環境に応じた取組効果の高い手法の分析、及び分析結果を活用したメリハリのある施策を推進することが必要です。

<計画推進の課題>



スーパースマートシティの実現

基盤:

ネットワーク型
コンパクトシティ

3つの社会:

「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」

原動力:

人・デジタル

第3章 基本理念

第3章 基本理念

1 基本理念

本市の緑のまちづくりに関わる全ての人が共有し、協働して取組を進めていくための羅針盤として、「宇都宮市の緑の取組はいかにあるべきか」を基本理念として示します。



「人とみどりがつながり」には、様々な人や団体など、多様な主体が緑の取組に参加し、緑とつながりを持つことで、多様な機能が発揮される質の高い緑を形成し、地域づくりにつなげていく思いを込めています。

また、地域の特性に応じた緑のまちづくりの実現に向け、場所・規模・地域ニーズなどの「地域のかたち」に応じて、緑によってまちの魅力を創出していくことを、緑ならではの「彩る」と表現しました。

『住もう、働く・学ぶ、憩う等の都市活動の要素を、地域の特性に応じて配置し、連携・補完しながら、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指す。』これが、本市が目指すまちづくりです。

二荒の杜が今も昔も人々の心の拠り所となっている中心市街地、郊外の田畠や果樹園、平地林、桜づつみ等の緑が風景の一部である地域拠点、山林でのアクティビティや特異な景観が人々を魅了する観光拠点など、様々な性格の地域はいずれも、緑が身近に存在しています。

緑は、潤いある景観形成によって魅力的で賑わいある空間を創出し、雨水の流出を抑制し、まちの強靭性を高めます。さらに人々の憩い・子育て・健康づくりの場を提供し、花・緑づくりを通じて様々な交流を促します。また生き物の暮らしの場になるとともに、温室効果ガスの吸着を通じて環境負荷の少ない都市を実現します。

こうした緑の機能は、地域に暮らす人々自身が、地域でどのように緑を活かしていくかを模索し、互いに連携しながら、緑の保全・活用・創出に取り組むことで、発揮されていきます。

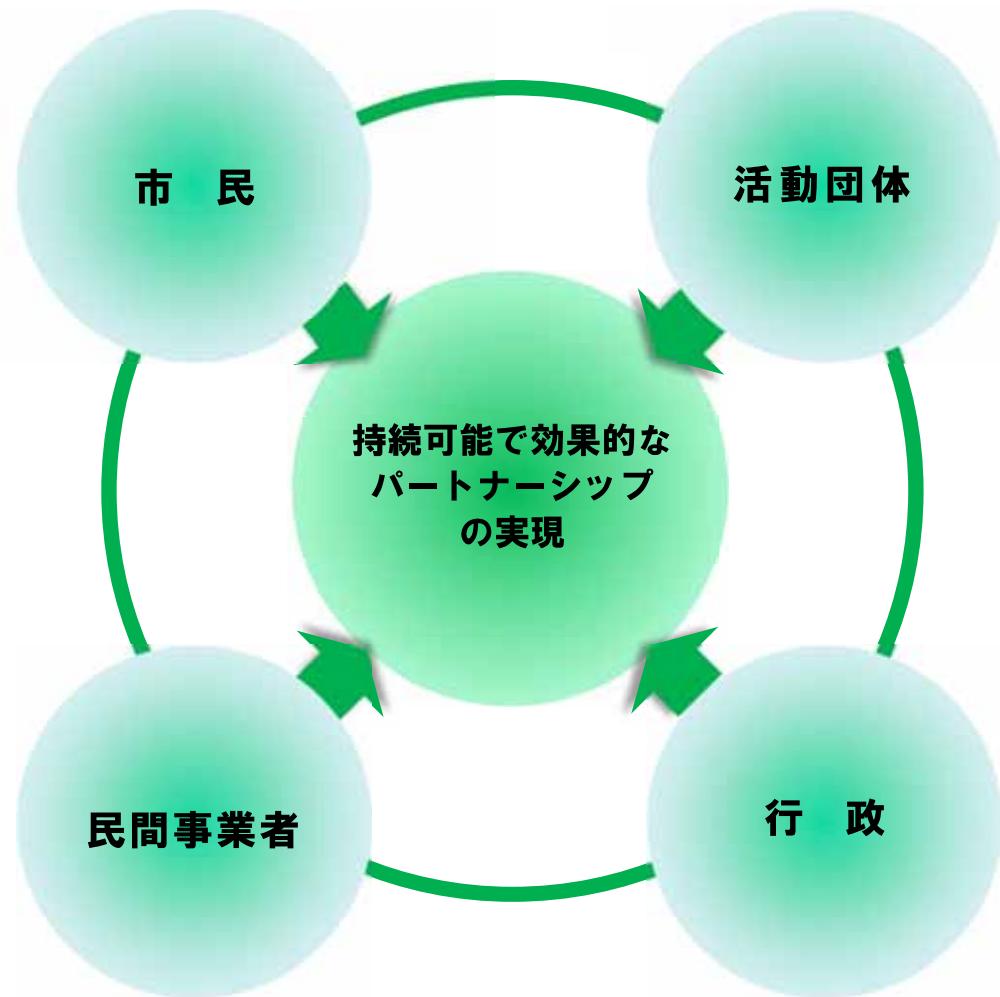
長い歴史の中で緑に包まれながら成長してきた本市は、多くの人が緑との関わり合いを持ち続けることで、地域の特性に応じた緑の機能の発揮につなげ、地域の魅力を創出していきます。

こうした認識のもと、緑のまちづくりの基本理念として、「人とみどりがつながり 地域のかたちを彩る」を掲げます。

2 多様な主体の参画による緑のまちづくり

緑の機能を、スーパースマートシティの実現に向けた様々な場面で的確に發揮していくためには、まちづくりに関わる様々な人や団体など、多様な主体が、緑のまちづくりのビジョンを共有し、それぞれの役割を担い、連携し、持続的に取り組んでいくことが必要です。

- ・緑を楽しみ、生活に取り入れる
- ・暮らしの中で、庭木を植えたり、花を育てるなど、緑の取組に気軽に関わる
- ・専門分野を活かして緑地保全・緑化に取り組む
- ・若い世代をはじめ、幅広い市民に発信する

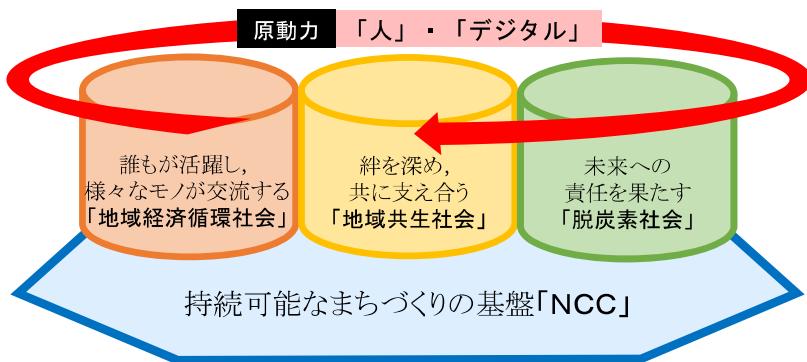


- ・民間の柔軟なアイデア、資金、技術等を緑地保全・緑化の取組に提供する
- ・まちの一員として、緑化・緑地保全に取り組む
- ・緑の取組を計画的に実施・改善する
- ・様々な主体の連携を促進、支援する

3 スーパースマートシティと緑

スーパースマートシティとは

本市が実現を目指す「スーパースマートシティ」は、ネットワーク型コンパクトシティの都市構造を土台として、人とデジタルを原動力に、地域住民の絆を深め、共に支え合うことができる「地域共生社会」、誰もが活躍し、多種多様なモノが交流する「地域経済循環社会」、二酸化炭素排出量を実質ゼロとし、未来への責任を果たす「脱炭素社会」の3つの社会の構築を進めていくものです。



スーパースマートシティのイメージ

スーパースマートシティの実現への緑の貢献

スーパースマートシティの実現に向けて、緑の多様な機能は、様々な形で貢献することができます。土台である「ネットワーク型コンパクトシティの形成」に向けて、市街地を包むように広がる山林や農地があることで、都市活動と自然との触れ合いの両立を実現することができます。

「地域経済循環社会」の形成に向けて、緑があることで、人々が活動する都市空間をより居心地の良いものにすることができます。「地域共生社会」の形成に向けて、緑は、子どもから高齢者まで様々な人の交流の場を提供することができます。「脱炭素社会」の形成に向けて、緑は、エネルギー消費を軽減し、温室効果ガスを吸着します。

このように緑は、スーパースマートシティを実現していく上で必要不可欠です。



コラム：グリーンインフラの特徴と意義

グリーンインフラとは、社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。スーパースマートシティの実現に緑が貢献していくことは、本市ならではのグリーンインフラの取組と捉えられます。

① 機能の多様性

- ・自然環境が有する多様な機能を活用していく取組です。

多様な機能の例：生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源涵養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産 等

- ・こうした機能は、個別の施設にとどまらず、エリア全体の資源や空間を活かすることで、より効果的・多面的に機能を発揮することが期待されます。

② 多様な主体の参画

- ・多様な機能を活用していくことから、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が関与することが期待されます。
- ・様々な人がグリーンインフラの取組に関わることで、コミュニティの形成や、外出機会の創出による心身の健康増進も期待されます。

③ 時間の経過とともにその機能を発揮する

- ・グリーンインフラの機能は、植物の生育など時間の経過とともに変化する特徴があります。
- ・したがって、適切にマネジメントする必要があり、地域住民等の多様な主体が参画して、持続的に維持管理していくことが期待されます。



グリーンインフラの考え方
図出典：国土交通省資料

